

しょうがいしゃせいどかいかく けんとう あ ろんてん あん
 障害者制度改革の検討に当たっての論点(案)

<p>ろんてん 論点</p>	<p>しょうがいしゃきほんほう さだ 障害者基本法で定められている こうもく 項目</p>	<p>しょうがいしゃきほんけいかく さだ 障害者基本計画で定められてい る項目</p>	<p>しょうがいしゃけんりじょうやく さだ 障害者権利条約で定められてい る項目</p>
<p>しょうがいしゃせいど きほんてき あ かた 障害者制度の基本的な在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> もくてき じょう ・目的(1条) ていぎ じょう ・定義(2条) きほんてきりねん じょう ・基本的理念(3条) くに およ ち ほうこうきょうだんたい せきむ じょう ・国及び地方公共団体の責務(4条) こくみん せきむ じょう ・国民の責務(6条) し さく きほんほうしん じょう ・施策の基本方針(8条) 	<ul style="list-style-type: none"> しゃかいのばりあふりーかのすいしん(1-1) なかてん ・社会のバリアフリー化の推進(I-1) りょうしゃほんいのしえん(1-2) ・利用者本位の支援(I-2) なわづらかいのとくせいふまえたしさくのてんかい(1-3) ・障害の特性を踏まえた施策の展開(I-3) なわづらどうてきかつこうかてきなしさくのすいしん(1-4) ・総合的かつ効果的な施策の推進(I-4) なかてんけいはつなてんこうほう(3-1) ・啓発・広報(Ⅲ-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ぜんぶん ・前文 もくてき(1じょう) ・目的(1条) ていぎ じょう ・定義(2条) いっばんげんそく(3じょう) ・一般原則(3条) いっばんてきぎむ じょう ・一般的義務(4条) しんたいのじゆうおよびあんぜん(14じょう) なかてん ・身体の自由及び安全(14条) ぶらいばしーのそんちょう(22じょう) ・プライバシーの尊重(22条) なかてんい およびかぞくのそんちょう(23じょう) ・家庭及び家族の尊重(23条)
<p>しょうがい ひょうき あ かた 「障害」の表記の在り方</p>			
<p>さべつ きんしなどしょうがいしゃ けんりりえき 差別の禁止等障害者の権利利益の ほご 保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> きほんてきりねん(3じょう) ・基本的理念(3条) なかてんそうだんなど(20じょう) ・相談等(20条) 		<ul style="list-style-type: none"> びやうどうおよ さべつ じょう ・平等及び差別されないこと(5条) しょうがいのあるじょし(6じょう) なかてんしよ ・障害のある女子(6条) しょうがいのあるじどう(7じょう) なかてん ・障害のある児童(7条) せいめいにたいするけんり(10じょう) ・生命に対する権利(10条) なわづらばんじょうきょうおよびじんどうじょうのきんきゆうじたい(11じょう) ・危険な状況及び人道上的緊急事態(11条) ほうりつのまえにひとしくみとめられるけんり(12じょう) ・法律の前に等しく認められる権利(12条)

<p>ぎやくたいなど ほうし 虐待等の防止</p>			<p>ごうもんまたはざんぎやくな、ひじんどうてきもしくは拷問又は残虐な、非人道的若しくはひんいをきずつけるとりあつかいもしくはけいは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(15条) ざくしゆ ほうりよくおよ ぎやくたい じゆう ・搾取、暴力及び虐待からの自由(16条) こじんがけんぜんであることのほご(17じよう) ・個人が健全であることの保護(17条)</p>
<p>せいじてきおよ こうてきかつどう さんか 政治的及び公的活動への参加</p>			<p>せいじてきおよ こうてきかつどう さんか ・政治的及び公的活動への参加(29条)</p>
<p>しほうてつづ りよう 司法手続の利用</p>			<p>しほうてつづ りよう だい じよう ・司法手続の利用(第13条)</p>
<p>きよういく 教育</p>	<p>きよういく じよう ・教育(14条)</p>	<p>きよういく いくせい ・教育・育成(Ⅲ-4)</p>	<p>きよういく じよう ・教育(24条)</p>
<p>しせつ など えんかつ りよう 施設・サービス等の円滑な利用</p>	<p>じゆうたく かくほ じよう ・住宅の確保(17条) こうきようてきしせつ か ・公共的施設のバリアフリー化(18条)</p>	<p>せいかつかんきよう ・生活環境(Ⅲ-3)</p>	<p>しせつおよ りようかのうせい ・施設及びサービスの利用可能性(9条)</p>
<p>じようほう にゆうしゆ りようなど 情報の入手、利用等</p>	<p>じようほう りよう ・情報の利用におけるバリアフリー化(19条)</p>	<p>じようほう ・情報・コミュニケーション(Ⅲ-7)</p>	<p>・施設及びサービスの利用可能性(9条) ひようげんおよ いけん じゆうなら じようほう ・表現及び意見の自由並びに情報の利用(21条)</p>
<p>こようなど 雇用等</p>	<p>しよくぎやうだんなど じよう ・職業相談等(15条) こよう そくしんなど じよう ・雇用の促進等(16条)</p>	<p>こよう しゆうぎよう ・雇用・就業(Ⅲ-5)</p>	<p>ろうどうおよ こよう じよう ・労働及び雇用(27条)</p>
<p>しよとくほししよう 所得保障</p>	<p>ねんきんなど じよう ・年金等(13条)</p>		<p>そうとう せいかつすいじゆんおよ しゃかいてき ほししよう ・相当な生活水準及び社会的な保障(28条)</p>
<p>ち いきしゃかい じりつ せいかつ 地域社会での自立した生活 (障害福祉サービス等)</p>	<p>いりよう かいごなど じよう ・医療、介護等(12条) ・職業相談等(15条)</p>	<p>せいかつしえん ・生活支援(Ⅲ-2) ・精神障害者施策の総合的な取組(Ⅱ-3)</p>	<p>じりつ せいかつおよ ちいきしゃかい う ・自立した生活及び地域社会に受け入れられること(19条) こじんてきないどうをよういにするこゝ(20じよう) ・個人的な移動を容易にすること(20条)</p>

しょうがい じどう ふくし 障害のある児童の福祉		きょういく いくせい ・教育・育成(Ⅲ-4)	しょうがいのあるじどう(7じょう) ・障害のある児童(7条)
ほけん いりょう 保健医療	いりょう かいごなど じょう ・医療、介護等(12条) しょうがいのよぼうにかんするきほんてきさく(23じょう) ・障害の予防に関する基本的施策 (23条)	ほけん いりょう ・保健・医療(Ⅲ-6) せいしんしょうがいしゃさくのそうごうてきなとりくみ(2-3) ・精神障害者施策の総合的な取組 (Ⅱ-3)	けんこう じょう ・健康(25条) ・リハビリテーション(26条)
た しさくなど その他の施策等	しょうがいしゃしゅうかん(7じょう)な ・障害者週間(7条) くてんぶんかてきしよじょうけんのせいびなど(22じょう) ・文化的諸条件の整備等(22条) けいざいてきふたん けいげん じょう ・経済的負担の軽減(21条)	かつどうしさんかするちからのこうじょう(2-1)なかてん ・活動し参加する力の向上(Ⅱ-1) かつどうしさんかするきほんのせいび(2-2)なかてん ・活動し参加する基盤の整備(Ⅱ-2) あじあたいへいようちいきにおけるいきないきよ ・アジア太平洋地域における域内協 力の強化(Ⅱ-4) こくさいきょうりょく(3-8) ・国際協力(Ⅲ-8)	いどうのじゅうおよびこくせきについてのけん ・移動の自由及び国籍についての権 利(18条)な てんぶんかてきなせいかつ、れくりえーしょん、 ・文化的な生活、レクリエーション、 よかおよびすぽーつへのさんか(30じょう)なかてん 余暇及びスポーツへの参加(30条) こくさいきょうりょく(32じょう) ・国際協力(32条)
しょうがいしゃしさく じっしおよ かんしなど 障害者施策の実施及びその監視等 の体制	しょうがいしゃきほんけいかくなど じょう ・障害者基本計画等(9条) ほうせいじょう そち じょう ・法制上の措置(10条) ねんじほうこく じょう ・年次報告(11条) ちゅうおうしょうがいしゃさくすいしんきょうぎかい(24じょう、25 ・中央障害者施策推進協議会(24 じょう) ちほうしょうがいしゃさくすいしんきょうぎかい(26じょう) ・地方障害者施策推進協議会(26 条)	じゅうてんしさくじっしけいかく ・重点施策実施計画(Ⅳ-1) れんけい きょうりょく かくほ ・連携・協力の確保(Ⅳ-2) けいかく ひょうか かんり ・計画の評価・管理(Ⅳ-3) ひつよう ほうせいてきせいび ・必要な法制的整備(Ⅳ-4) ちようさけんきゅう じょうほうていきょう ・調査研究、情報提供(Ⅳ-5)	どうけいおよびしりょうのしゅうしゅう(31じょう) ・統計及び資料の収集(31条) こくないにおけるじっしおよびかんし(33じょう)なかてん ・国内における実施及び監視(33条) こくさいてきかんし(34じょう～40じょう) ・国際的監視(34条～40条)